1.計画名：第８期習志野市障がい福祉計画・第４期習志野市障がい児福祉計画

「第8期習志野市障がい福祉計画・第4期習志野市障がい児福祉計画」は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、「第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画」の実績と、本市の障がいのある人等の現状などを踏まえ、**障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業の円滑な実施**について定めるものです。

2.計画期間

令和９年度から令和１１年度までの3年間とします。

3.目的と課題認識

【目的】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）、障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とする。

【課題認識】

障害福祉サービス等の現状と今後の方策、障がい施策についての意見を把握するため、市内の相談支援事業所、習志野市基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業委託事業所、市内各障がい者団体等にアンケートを実施するとともに、現障がい福祉計画・障がい児福祉計画で設定した成果目標及び活動指標の実績より、課題を抽出。

◆施設入所から地域生活への移行については、移行者数が少なく、施設入所支援の利用者数が増加する見込みである。そのため、**地域移行が進むよう、重度障がいのある人や様々な障がい特性に対応できる共同生活援助事業所の確保が必要**である。また、アンケートからも**生活介護や日中一時支援といった日中活動場所の不足**が挙げられている。
◆福祉施設から一般就労への移行者数については、就労移行支援事業から一般就労への移行は進んでいるが、就労継続支援Ｂ型事業等からの一般就労への移行者数が少ない。**地域で自立した生活を営むために、一般就労の促進と福祉的就労の充実が求められる。**
◆障がいのある人の重度化・高齢化・「親なき後」を見据えた居住支援のための**地域生活支援拠点等について、拠点コーディネーターの配置を含めた、地域の体制づくりが必要**である。

4.目標

成果目標

令和１１年度末における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の「目標値」や「目標達成に向けた取り組み」を定める。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
③福祉施設から一般就労への移行等
④障がいのある子への支援の提供体制の整備等
⑤地域生活支援の充実
⑥相談支援体制の充実・強化等
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

活動指標

成果目標を達成するために必要な**サービスごとの「量の見込み」や「見込量確保のための方策」を定め**、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を図る。
（主に国の指標や過去３年間の実績の幾何平均で算出）

①訪問系サービス
②日中活動系サービス
③居住系サービス
④相談支援
⑤障害児通所支援、障害児相談支援等
⑥発達障がいのある人等への支援
⑦精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
⑧相談支援体制の充実・強化のための取り組み
⑨障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み
⑩地域生活支援事業

5.内容

【基本的理念】

①障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
②障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④地域共生社会の実現に向けた取り組み
⑤障がいのある子の健やかな育成のための発達支援
⑥障がいのある人の社会参加を支える取組定着

基本的考え方	目標設定のために配慮する点
障害福祉サービスの提供体制の確保	① 訪問系サービスの保障
	② 日中活動系サービス等の保障
	③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
	④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
	⑤ 強度行動障がいの状態にある人及び**難病患者等**に対する支援体制の充実
	⑥ **高次脳機能障がいのある人に対する支援**
	⑦ 依存症対策の推進
相談支援	① 相談支援体制の充実・強化
	② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
	③ 発達障がいのある人又は発達障がいのある子に対する支援
	④ 習志野市障がい者地域共生協議会の活性化
障がいのある子への支援の提供体制の確保	① **重層的な**地域支援体制の構築
	② 保育、教育、保健医療、就労支援等の関係機関と連携した支援
	③ 地域社会への参加、インクルージョンの推進
	④ 特別な支援が必要な障がいのある子への支援体制の整備
	⑤ 障害児相談支援等の提供体制の確保
	⑥ 障がいのある子への支援における人材育成の推進
障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	① 障がい福祉人材の確保・定着
	② 当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
その他の自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等	① 障がいのある人等への虐待の防止
	② 意思決定支援の促進
	③ 障がいのある人の文化芸術活動、**スポーツ等**による社会参加などの促進
	④ 障がいのある人等による情報の取得利用・意思疎通の推進
	⑤ 障がいを理由とする差別の解消の推進
	⑥ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

【今後の方策】

「第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」で設定した令和８年度末における成果目標及び活動指標において、目標の達成が見込めない障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の改善に向け、**既存の事業所や新たに参入可能な事業者への働きかけ**をしていきます。また、強度行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人等、**重度障がいのある人が利用できる事業所の確保に努めます。**
この他、**拠点コーディネーターの配置を含めた地域生活支援拠点等の充実を図り**、地域での受け入れ体制の整備を進めます。